



第4次ばんどう男女共同参画計画
～すまいるプラン～
(2023～2027)

進捗状況調査報告書

～お互いを認め合い、いつも笑顔になれるまちを目指して～

令和 6 年 6 月
坂 東 市

令和5年度 第4次ばんどう男女共同参画計画進捗状況調査概要

- 1 調査目的 「第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～」(令和5年3月策定)に示した各事業について、進捗状況を調査・評価しより効果的な事業展開を行うためのものである。
- 2 調査対象 全庁
- 3 調査時期 令和6年3月1日現在
- 4 調査項目 掲載事業(全83項目)
計画に示した事業の進捗状況について現状を踏まえ3段階評価し、今後どう反映させていくかを明らかにする。

5 評価結果

男女共同参画計画に示した施策の評価			回答数	割合(%)
A	… 計画通り実行している。	達成度70%以上	66	79.5%
B	… 計画通り一部実行している。	達成度40%～69%	17	20.5%
C	… ほとんど実行していない。	達成度39%未満	0	0.0%
合 計			83	100.0%

※割合の数値は小数点第2位で四捨五入しています。

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
1	広報紙等への掲載	広報紙掲載 ・4月 男女共同参画審議会（答申） ・5月 男女共同参画講座第1回・第2回いきいきセミナー開催 ・6月 男女共同参画週間 ・9月 男女共同参画講演会「南極せんせいのメッセージ」募集 ・11月 男女共同参画月間特集 男女共同参画講座第1回いきいきセミナー開催 ばんどう市女性団体協議会主催「HUGゲームで学ぶ！ 避難所運営」開催 女性に対する暴力をなくす運動実施 ・12月 男女共同参画講演会「南極せんせいのメッセージ」開催 ・3月 男女共同参画講座第2回いきいきセミナー開催	A	男女共同参画社会の推進に関する事項について協議する「男女共同参画審議会」の開催記事、女性に対する暴力根絶の啓発活動の様子だけでなく、女性活躍や、男女共同参画の推進を目的に活動する女性団体の事業を掲載することができた。	市民協働課
2	啓発パンフレットの収集・提供	県や国など、関係機関から発行、送付されたパンフレットやポスターなどを市役所や公共施設に設置。合わせてホームページにも掲載。	A	公共施設に設置だけではなく、各イベントでも掲示し、より多くの市民に啓発することができた。	市民協働課
3	イベント等の情報提供	男女共同参画講座（いきいきセミナー）や男女共同参画講演会の案内をお知らせ版とホームページに掲載した。男女共同参画講演会のチラシ、ばんどう市女性団体会報紙（ばーとなー）を全戸配布した。	A	講座や講演会の案内に加え、女性団体の活動内容やイベントの実績をホームページに掲載し、より分かりやすく伝わるよう工夫した。	市民協働課
4	参加しやすい講座の実施と充実	10/21（土） いきいきセミナー（第1回）「パティシエに教わる！簡単☆スイーツクッキング」参加者 18名 11/5（日） 坂東市男女共同参画講演会（トップセミナー）「南極せんせいのメッセージ」参加者 92名 2/17（土） いきいきセミナー（第2回）「日本女性の夜明けを導いた新五千円札に描かれる津田梅子に学ぶ」参加者 41名	A	公共施設へチラシやポスターの設置、広報誌で全戸配布、ホームページへ掲載し、より多くの市民へ周知した。また、多くの人が参加できるよう、開催日を土曜や日曜にし、託児も可能としたが、要望はなかった。	市民協働課
5	地域の会合等に合わせた啓発	いい夫婦の日のぼり旗を公民館や市内公共施設などに設置し啓発を行った。	A	公民館や公共施設等多くの講座や地域住民が集まる場所で啓発することができた。	市民協働課
6	若者向けの意識啓発	10/1 応援市にてばんどう市女性団体協議会バザー出店。	B	若い世代や多くの市民が集まるイベントに出店し、女性団体の活動を知ってもらった。	市民協働課
7	活動団体への参加促進	ばんどう市女性団体協議会の活動について、ホームページに掲載した。また、役員と共に会報誌を作成し全戸配布した。	A	ばんどう市女性団体協議会の活動情報を発信し、団体の育成支援に努めた。	市民協働課
8	活動団体相互のネットワーク化	5/24 ばんどう市女性団体協議会総会 9/30 HUGゲームで学ぶ避難所運営！開催（ばんどう市女性団体協議会主催） 10/21 いきいきセミナー（第1回）「パティシエに教わる簡単☆スイーツチャレンジ」開催（坂東市・坂東市女性フォーラム主催） 11/5 坂東市男女共同参画講演会「南極せんせいのメッセージ」開催（坂東市・ばんどう市女性団体協議会主催） 2/17 いきいきセミナー（第2回「日本女性の夜明けを導いた新五千円札に描かれる津田梅子に学ぶ」）開催（坂東市・坂東市女性フォーラム主催）	A	ばんどう市女性団体協議会総会では、各団体の活動発表を行い、活動のPRの場となった。女性団体が交流することで、相互の活動内容を改めて理解し、各団体の意識啓発を図ることができた。	市民協働課
9	活動団体への支援	女性団体と連携し、イベントや活動内容を考え、施設や会場の提供をした。	A	女性団体役員会に出席し、男女共同参画を推進するイベントや活動場所の調整、提供及び活動の支援に努めた。	市民協働課
10	地区リーダーの育成	県男女共同参画推進員の募集チラシを設置。	B	女性団体へ配布し、推進員の増加に努めた。	市民協働課
11	外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手（ALT）を小中に13人配置。小学校では英語活動や外国語活動等、中学校では外国語の授業でのTTや英語プレゼンテーションフォーラムや弁論大会等の支援を行った。 感染症拡大防止のため、幼児教育施設3園への派遣はなし。	A	学級担任とのチームティーチングを通して、各学年の成長段階や実態に応じながら、言語活動の充実を図った。意識調査では、ALTの支援が、コミュニケーションへの自信や外国への興味関心につながったと答える生徒が多く見られた。	指導課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
12	国際社会の情報収集・提供	国際女性デーについてイベントを実施し、広報、ホームページ等により情報を発信した。国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを掲載している総合情報誌等、男女共同参画関連図書を市役所に設置している。	A	広報紙、ホームページ等により情報を発信し、国際的視野の醸成に努めた。	市民協働課
13	外国人のための情報提供・相談事業	外国人の女性相談利用件数 ・相談員対応 0件 ・職員対応 1件	A	女性相談日以外に、緊急な相談に対応ができた。	市民協働課
14	情操豊かな心の育成	各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	各校において、工夫を凝らした（オンライン含む）人権集会を実施することができた。各学校で教員対象の人権教育研修も行った。	指導課
15	社会的性差（ジェンダー）の有無についての点検	社会的性差について、保育所等では年間を通じて実施してきた。	A	国と連携して行うことができた。	こども課
		各校において人権集会を実施。県主催の人権啓発活動である人権メッセージ募集について、市内全校が取り組み、作品を応募。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。		各校において、工夫を凝らした（オンライン含む）人権集会を実施することができた。各学校で教員対象の人権教育研修も行った。	指導課
16	人権教育の充実	道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、教科横断的に人権教育を行った。コロナ差別に関する人権教育を指導計画に位置付け実施した。計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。人権教育市町村教育委員会訪問において、全体計画、推進計画等の見直しを行った。	A	各学校の全体計画、推進計画を市内で共有した。また、感染症差別に関する人権教育の資料等について周知した。	指導課
		人権擁護委員会を中心として、人権作文の募集、人権教室など啓発活動を実施。「子どもの人権SOSミニレター」を各小中学校へ配付。		計画どおりに実施し、人権擁護委員と連携して、啓発活動ができた。	社会福祉課
17	社会的性差に関する研修の実施	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の人権意識の高揚が図れた。	指導課
18	男女共同参画意識を高める指導内容の研究	計画訪問の際に、各校及び園で人権教育や人権に配慮した指導について指導・助言を行った。	A	教職員を対象とした人権教育研修会を実施した。人権課題について研修を行い、教職員の男女共同参画意識の高揚が図れた。	指導課
19	男女共同参画教育に関する案内の実施	婚姻届の用紙を取りに来たときや届書の提出に来庁した際にパンフレット等の配布を市民課、窓口センターに依頼。	A	婚姻時など、ご夫婦で来庁されるので、効果的と考える。	市民協働課
20	保護者への男女平等教育の啓発	・家庭教育学級における子育て講話 小学校11校、中学校3校、認定こども園4園、公立幼稚園1園 ・就学時健康診断時に子育て講話を実施 小学校13校 ・子育てネットワークにおいて子育て講話を実施	B	子供への関わり方や父親の育児参加等、男女平等教育に関する話題を取り上げることで、意識啓発を図ることができた。	生涯学習課
21	意識をはぐくむ家庭教育の推進	10/21 いきいきセミナー（第1回）開催「パティシエに教わる簡単☆スイーツクッキング」	A	男性の家事参加応援で、家庭内における男女のワークライフバランスを推進することができた。	市民協働課
22	住民意識調査の把握と意識の啓発	R4.7月 男女共同参画プラン策定に伴い、住民意識調査に加え、事業所への意識調査も行った。 9/30 HUGゲームで学ぶ！避難所運営実施（ばんどう市女性団体協議会主催）	A	講座では女性団体が主となって、市民と意見を交わしながら多様な視点で防災を考えることができた。	市民協働課
23	関連図書・資料の充実	男女共同参画に関連する資料リストの更新。ホームページ上に関連資料を掲載。	A	男女共同参画関連資料を積極的に購入する。	図書館
24 新規	性の尊重に関する意識の啓発と教育	・教職員等人権教育研修会にて、17ある人権課題のうち、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別などについて見識を深めた。 〈参加者〉教職員18名、市職員11名、社会福祉協議会1名	A	研修後アンケートより、参加者全員が研修に対して満足する肯定的な回答をしており、参加者の一人一人が人権意識を高め、人権感覚を磨くことができた有意義な研修となった。	生涯学習課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
25 新規	性的少数者（性的マイノリティ）に関する教育の推進	人権教育市町村教育委員会訪問において全体計画、推進計画等の見直しを行い、性的マイノリティに関する授業と、教職員に対する研修を全学校に位置づけた。	A	各学校での研修により、教職員の性的マイノリティに対する理解が深まった。道徳・社会・保健体育等で性的マイノリティについての授業を実施することにより、児童生徒の理解を深めることができた。	指導課
26 新規	性的少数者（性的マイノリティ）の人権尊重	茨城県が制作した人権問題啓発映画「ホーム」などをHPで公開。 また、チラシによる各種相談窓口の広報。	A	計画どおりに実施し、啓発活動ができた。	社会福祉課
27 新規	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発	11月 広報紙に男女共同参画特集にて無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について掲載。	A	具体的な例を掲載し、アンコンシャス・バイアスの理解を深めた。	市民協働課
28	家庭等での暴力に関する問題意識の啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に、パープル・ライトアップ等啓発記事をお知らせ版・広報ばんどうで周知した。	A	パープル・ライトアップを拡大して行い、啓発と周知ができた。	市民協働課
29	児童虐待等の早期発見、保護、支援のためのネットワークづくり	R5要保護児童対策地域協議会代表者会議（1回） R5要保護児童個別ケース検討会議（8回） R5定期検討会（6回） R5実務者会議(2回)	A	児童の安全のために、関係機関と連携を取り、対応にあたることができた。	こども課
30	配偶者等からの暴力の相談窓口及び相談方法等についての周知	女性相談カード設置 ・公共施設 6箇所 ・商業施設 4箇所 女性相談ホームページ ・インターネット予約（7件） 暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）での啓発 ・パープルライトアップ及びパープルリボンの実施	A	ホームページや公共施設商業施設等に設置した女性相談啓発カードを見て、相談の問い合わせが多くあり、なかなか相談できずに悩んでいる方に寄り添うことができた。	市民協働課
31	相談者への具体的な支援策の検討と実施	シェルター移送件数 0件 シェルター面談対応件数 1件 警察と連携対応件数 3件	A	警察と密に連携、情報共有することで、相談者の安全を第一に対応することができた。	市民協働課
32	ハラスメント防止の啓発	11月 男女共同参画講演会時に、ポスター等を掲示し啓発した。	A	多くの市民や事業所が参加する、男女共同参画講演会開催時にポスターを掲示し啓発を行う事ができた。	市民協働課
33	ハラスメントの相談窓口の周知	女性相談日を毎月広報紙で周知。 セクシュアル・ハラスメントに関する相談 0件 パワー・ハラスメントに関する相談 1件	A	相談のネット予約をできるようにしたが、ハラスメントに関する相談は少なかった。	市民協働課
34	メディア上で発信される情報を理解し活用する力（メディア・リテラシー）を育む教育についての情報収集	各校において、メディアリテラシーを育む教育についての情報を収集している。	A	ICT教育の導入により、メディアリテラシーに対する意識が向上した。	学校教育課
		県主催のメディア・リテラシーに関する研修会の内容及び実施について確認。 通信機器等の安全な使用に関する啓発チラシ等を配付し、トラブル防止を呼びかけた。		携帯電話・インターネット等に対する情報モラル教育を児童生徒及び保護者にも行った。児童生徒への情報モラル教育の推進を図り、ネット上での人権意識を高めることができた。	指導課
35	メディア上での表現に関する相談対応	女性相談内でのメディア上での表現に関する相談 0件	A	メディア上での表現に関する相談はなかったが、相談があった場合は相談内容の関係機関と連携し、対応していく。	市民協働課
36	相談業務の拡充	庁内関係課と連携対応件数 5件 警察と連携対応件数 3件	A	生命に係わる案件なため、庁内の関係する各課や警察と密に連携し、対応することができた。	市民協働課
		家庭相談員による相談支援業務の実施 月～金曜日 午前9時～午後4時		市民からの児童相談を受け付け、児童の健全な育成につなげる事ができた。	こども課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
37	年齢に対応した健康知識の啓発	総合健診・基本健診にて高血圧予防についてのパンフレット配布。受診者5,677名。 いきいき健康相談　参加者3名。	A	健診時受付にてパンフレットを配布することで受診者の多くへ健康に関する知識の普及を図ることができた。 健康相談については、いきいき健康相談実施日以外でも、随時電話相談や面接を行ない、個別の相談ニーズに応えることができた。	健康づくり推進課
38 新規	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の啓発	妊娠届出時に面接・保健指導を実施し、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票を交付。 4月～1月診察分の受診者 妊婦健診：1,909名 産婦健診：297名 要支援妊産婦については電話や訪問で妊娠経過や健診受診状況を確認。適宜病院等との情報共有を実施。	A	妊娠届出時に妊婦との面接を助産師等が、面接を行い情報提供の他に不安の軽減などの寄り添い支援を行った。 妊娠8か月ごろにアンケートを実施し、希望者には電話をし情報提供、傾聴を行った。 要支援妊産婦においては、電話にて状況確認相談を行い、必要時訪問を行った。また、医療機関と情報共有し、対象者が、安全に生活できるように支援できた。	健康づくり推進課
39	性に関する学習機会の充実	市内4中学校、5小学校での思春期教育（助産師による講話や赤ちゃん人形抱っこ体験、グループワーク等）を実施。 中学校： 11回 743名 小学校： 8回 213名	A	市内の各小中学校に出向き、保健師・助産師とともに「命の大切さ」「性感染症」「健康な体づくり」等の正しい知識の普及に努めた。	健康づくり推進課
40	妊娠期から一貫した健康管理体制の構築	乳幼児相談　参加者　延104名 3か月児健診　受診率98.1％ 1歳6か月児健診　受診率94.9％ 2歳児歯科検診　受診率91.8％ 3歳児健診　受診率91.7％	A	コロナウイルスの規制緩和に伴い、事業自体を本来の形に戻りつつある。継続して感染対策を行い交流の時間をできるだけ多くとれるよう工夫して事業を行っている。また、母親の孤立を防ぐためのアドバイスを個別で行っている。	健康づくり推進課
41	子どもや母親のこころとからだの健康の確保	ひよこサロン（2か月児相談）参加者62名	A	ひよこサロンを開催し、同じ月齢の子を持つ母親同士で交流する機会を提供することで、育児についての悩みを共有し母親の育児不安の軽減につながっている。	健康づくり推進課
42	青壮年期から中年期の女性の受診率向上	日程表は全戸配布し、予約開始日直前に発行する広報ばんどうお知らせ版に案内を掲載。LINEでの周知も開始した。 総合健診・基本健診にて大腸がん検診を同時実施。早朝・休日の検診、託児を実施。 女性の大腸がん受診者　2,430名 婦人がん検診を集団検診・医療機関検診にて実施。 受診者　子宮がん検診　2,311名、乳がん検診　2,773名 受診率　子宮がん源信10.8％、乳がん検診14.5％ （全受診者数/全対象者） 集団検診では休日の検診、託児を継続。女性の健康に関するパンフレットを配布。 医療機関検診実施期間を4月1日からに拡大。	A	集団検診では早朝・休日の開催、託児の実施を行い、受診しやすい環境となっていると思われる。 LINE配信後、申込みの電話が増えるなどしており、周知方法としてLINEの使用は有効と考えられる。 医療機関検診実施期間の拡大により住民の利便性が向上した。 岩井保健センター改修工事による岩井地区健診実施場所変更の影響により、全体的に受診者数減。	健康づくり推進課
43	高齢者の生活環境の充実と健康づくり	坂東市体操三団体指導者数　85名（令和4年度） 坂東市体操三団体指導者数　84名（令和5年度） 令和5年度　現任体操指導者数　6名減少 令和5年度　新規体操指導者数　5名 市内介護保険サービス事業者（令和6年3月現在） ・居宅介護支援事業所　13事業所 ・訪問介護　4事業所 ・訪問看護　3事業所 ・通所介護　14事業所（前年度から1事業所閉鎖） ・通所リハビリテーション　2事業所 ・訪問リハビリテーション　1事業所 ・短期入所生活介護　6事業所 ・短期入所療養介護　1事業所 ・福祉用具　1事業所 ・認定症対応型共同生活介護　3事業所 ・小規模多機能型居宅介護　1事業所	A	新型コロナウイルス感染症に対する開催の制限がなくなり、定期的に体操教室を開催し、高齢者の健康維持に役立っている。また、介護サービスにおいて、昨年に比べ、介護サービス事業所数は維持しており、利用できる環境の充実に努めている。	介護福祉課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
44	特別な支援を必要とする人に対する適切なサービス提供	ホームページや窓口等で、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の情報提供を行った。	A	計画通りに実施し、適切なサービス提供につなげることができた。	社会福祉課
		ひとり親世帯への通常の手当のほか、昨年に引き続き、コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受けたひとり親世帯に給付を行った。		国・県での給付金もあり、給付作業が増したが、対象者にもれなく支給することができた。	こども課
45	相談先・相談方法についての情報の提供	ホームページに問い合わせ先を掲載。	A	計画通りに実施し、適切な情報提供につなげることができた。	社会福祉課
		広報ばんどうに児童相談の案内や、親子のための相談LINE、「189」や虐待ホットラインの掲載、児童センター、こども課窓口での啓発資料の配布を行った。 11月の虐待防止月間にオレンジリボンを配布し、児童虐待に対する啓発や通告先の周知を実施。		市民の方や、学校・園など様々な経路での通告や相談が複数回あり、通告する内容や相談先の周知を行うことができていた。	こども課
46 新規	ひとり親家庭等の生活及び就業への支援	ひとり親世帯へ向けたハローワーク出張相談（年1回） 社会福祉課の就労支援や母子寡婦福祉会の貸付事業など必要に応じ利用できる制度の紹介	B	年に1度の現況届の機会を利用し、ひとり親家庭の抱える悩みや問題を聞き取り、必要な支援につなげることができた。	こども課
		・県西地区就職支援センター出張相談の周知 【市広報紙掲載毎月1回、市HP年間予定掲載、カウンターに掲示物設置】 ・県西若者サポートステーション出張相談の周知 【市広報紙掲載4/6号、市HP年間予定掲載】		県西地区就職支援センターやサボステの出張相談を周知し、市内での再就職支援を行った。しかし、ひとり親家庭など生活上困難な状況にある人々へ向けた取り組みはできなかった。	商工観光課
47 新規	生活困窮者自立支援制度の周知・啓発	庁内関係部署やNPO法人等の関係団体と連携して、制度の理念等の周知。	A	計画通りに実施し、関係団体と連携して、適切な周知につなげることができた。	社会福祉課
48 新規	生活困窮者への相談支援	生活状況等を伺い、抱えている課題を把握。困窮状態からの脱却へ向けた支援計画の策定。支援計画に基づき包括的・継続的支援を行った。	A	計画通りに実施し、支援計画に基づき適切な支援を行うことができた。	社会福祉課
49	地域防災組織の役員やリーダーへの女性の登用	将門まつりにおいて、女性消防団の募集チラシを啓発物品と一緒に女性消防団が配布した。	B	女性消防団の勧誘をととして、地域防災組織の役員やリーダーへの女性登用のための意識付け（啓発）となった。	交通防災課
50	地域防災計画策定過程における女性の参画	防災会議の女性委員40人中7人（17.5%）	B	新たな女性の登用により2名の増となった。	交通防災課
51	地域防災計画・職員マニュアルの徹底	職員マニュアルの改訂は特になし	A	職員マニュアルの内容について確認を行った。	交通防災課
52	女性及び子育て世帯等に対する防災情報等の提供	女性団体に向けて防災講座を実施 2回（9月13日、3月22日）	B	防災講座にて総合防災マップの使い方や避難所や備蓄品等の情報を提供した。	交通防災課
53	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識の啓発	11/5 男女共同参画講演会「南極せんせいのメッセージ」を開催。企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。事業所からの参加者：3名	A	市内事業所や学校へ周知し、ワーク・ライフ・バランスの促進等、管理職への啓発をすることができた。	市民協働課
		・夏季における年次有給休暇取得促進機関における周知（ポスター、チラシ設置） ・年末年始における年次有給休暇の取得促進について周知（HP 11.27掲載、ポスター、チラシ設置） ・10月は年次有給休暇取得促進期間 周知（HP 10.1掲載、ポスター、チラシ設置）		年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。	商工観光課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
54 新規	両立支援のための保育・介護サービスの情報提供	子育て支援員が相談業務にあたり、情報提供を実施した。	B	保育サービスの適切な利用につながった。	こども課
		広報・ホームページ掲載 ・7月 在宅医療・介護連携推進事業 市民講演会講演会の案内 ・9月 認知症を知る月間啓発、地域包括支援センターの案内 ・10月 敬老会開催、在宅医療・介護連携推進事業の報告 ・12月 パブリックコメントの案内（坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 案） ・1月 高齢者、障がい者政策の案内 ・3月 在宅医療・介護連携推進事業 多職種勉強会の開催報告		市民講演会の案内、開催報告や多職種勉強会の開催報告など、地域の活動を広報誌やホームページに掲載することが増えた。また、パブリックコメントの案内を広報紙に掲載し、市民の皆様の意見を取り入れながら、坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定している。	介護福祉課
55	多様な働き方についての啓発、相談・指導事業の推進	・夏季における年次有給休暇取得促進機関における周知（ポスター、チラシ設置） ・年末年始における年次有給休暇の取得促進について周知（HP 11.27掲載、ポスター、チラシ設置） ・10月は年次有給休暇取得促進期間 周知（HP 10.1掲載、ポスター、チラシ設置）	A	年次有給休暇取得促進に向けて、ポスターの掲示、チラシの設置、ホームページの掲載を行い、一年を通して周知に努めた。	商工観光課
56	育児・介護休業制度の周知と理解・協力の促進	11月 広報紙にて男女共同参画月間に男女共同参画イベントの掲載に合わせ、男性の育休について掲載し、理解促進を図った。	A	広報担当課と連携し、男女共同参画について特集を組み、より目に止まる記事にできた。	市民協働課
57	在宅ビジネスに関する詐欺被害等の防止	消費生活センターを紹介するパンフレットの中に在宅ビジネスに関する内容を掲載し、全戸配布した。	A	注意喚起の促進と相談先についての周知を行うことができた。	商工観光課
58	地域における子育て支援の推進	広報ばんどうに毎月「子育て支援センター」の予定を掲載。市内9か所ある子育て支援センターにおいて、親子活動のイベントや、育児相談等を実施した。	A	育児不安の解消等、一定の成果につながった。	こども課
59	育児休業の取得や男性も含めた育児のしやすい働き方の啓発	・男性職員で育児休業を取得した割合は、55.6%。 ・毎週水曜日はノー残業デーとし、グループウェアで職員に周知し定時退庁を促している。また、毎月第3水曜日、七夕及び十五夜の日を一斉消灯日として、年間14回実施した。	A	・育児休業取得対象者への制度の周知に努め、前年度より制度利用者が増加した。 ・年次休暇や時間外勤務の実情把握をこまめに行い、人員調整や応援体制、予算要求の際に活用するとともに、職員に対する呼びかけも積極的に行うことができた。	総務課
60	夫婦でともに行う育児の推進	次世代育成支援地域行動計画に係るアンケートの実施。	A	健診時にアンケートを回収することにより、一定の成果が得られた。	こども課
		マタニティ・ファミリークラス年14回実施 参加者数 延79名（内：夫28名） 随時：母子手帳交付時に父親（パートナー）が来所の場合、パートナー用の問診票を用い指導を実施した。 令和4年度より父親の育児応援教室として「パパプラス」を2回実施し、育児手技や月齢に合わせた遊び方を学び、子どもとの触れ合いや夫婦協働での育児を促進した。		母子手帳交付時や妊婦相談時にパンビィクラス（マタニティクラス・ファミリークラス）に夫婦ともに参加することを促した。マタニティクラス・ファミリークラスでは、ともに築く家庭生活や育児への取組について情報提供を行った。 父親用の問診票を用いることで、父親への指導の介入が行いやすくなった。また、父親の持つ疑問の軽減につながることができた。さらに、父親向けの育児教室を行うことによって、父親の育児参加への意欲及び技術、知識を向上させることができた。	健康づくり推進課
61	保育サービス等の充実	子ども・子育て支援事業に基づく病後児保育事業、体調不良児保育事業を行った。	A	安心して預けられる保育体制の整備につながった。	こども課
62	広報紙やSNSでの地域情報提供の実施	▼男女共同参画講座いきいきセミナー/沓掛地区音楽祭(5月)▼市内小学4年生さしま茶ふれあい学習/民生委員・児童委員「あいさつ・声かけ運動」/交通安全キャンペーン/南中生一日署長(6月)▼放課後児童クラブ 七郷館新設/ばんどう応援市・茨城物産展/わんぱく相撲坂東場所/グリーン坂東/第39回子どもフェスティバル(7月)▼学校・地域連携交通安全教室/東中薬物乱用防止普及・啓発運動/社会を明るくする運動/長須小田んぼの生きもの調査(8月)▼コミュニティバス紹介/坂東清風高校販売会/飯島小企業連携交通安全教室(9月)▼在宅医療・介護連携推進市民講演会(10月)▼女性に対する暴力をなくす運動/男女共同参画イベント(HUGゲーム・料理挑戦男性応援)/公民連携家庭教育学級/ばんどう応援市/三和高校環境ボランティア活動/岩井第一小海外ドラマ特別授業(11月)▼おいごフェス街道/男女共同参画講演会/内野山小奉納相撲/食改さんレボ(12月)▼第10回コジョレション/坂東清風高校販売会/人権週間キャンペーン/交通安全街頭キャンペーン(1月)▼県立農業大学販売実習/猿島中ゴールボール日本代表講演会(2月)▼花いっぱい花壇コンクール/長須地区文化財防火訓練/長須小元フービー日本代表選手講演会/市民協働大学バンドライブ楽考講座/男女共同参画講座いきいきセミナー(3月)	A	担当課や市内の学校、各関係団体等との情報共有を密にし、意欲的な取材を実施。 市政に関する諸般の事項はもとより、団体活動やスポーツ、人命救助などで名誉ある功績を残された方々の紹介や、アフターコロナとなり復活した市のイベント、地域・団体活動を通して、地域が賑わう様子や、たくさんの方々の笑顔と元気のある様子を掲載できた。 R5年度から、表紙ロゴデザインを変更したり、職員や団体（市民）の方々に登場させるなど、親しみやすく、多くの人に広報坂東を手にとってもらえるよう紙面の充実に向けて工夫した。 また、情報メールやSNSを活用した情報発信と報道機関へのプレスリリースにも積極的に取り組んだ。	秘書広報課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
63	女性の視点に立った地域活動に参加しやすい環境づくり	誰でも参画できるよう、イベントは、男性や女性に限らず、小さい子どもがいても安心して参加できるよう託児サービスを設け、土日や祝日の開催日とした。	A	女性の参加者が多かったが、男性へ向けた講座で男性の参加を増やすことができた。	市民協働課
64	地域活動やイベント会場等での保育サービスの拡充	私立5園で、一時預かり事業を実施した。	B	十分な提供はできなかったが、相談等を行うことができたことは、保護者の心理的・肉体的負担の軽減につながった。	こども課
65	広く住民が参加するイベントの開催	坂東市女性フォーラムとの共催事業 ・11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパープルライトアップ及びパープルリボンの実施。今年度はライトアップの点灯場所をよりよく見えるよう配慮した。	A	市役所行政情報コーナーにパープルリボンツリーを設置し、運動のシンボルである紫色のリボンをツリーに付けてもらう事により、住民の積極的な参画を促すことができた。パープルライトアップについては、よりライトアップを拡大して行うことにより、広く周知ができた。	市民協働課
66	若い世代活躍推進事業	9/30 ばんどう市女性団体協議会主催 「HUGゲームで学ぶ！避難所運営」開催	B	若い世代の参加者（市内小中学生7名参加）が少なかったが、地域住民と避難所運営について学んだ。	市民協働課
67	男女雇用機会均等法等の関連法の周知	・労働保険未手続事業一掃強化期間の周知（HP R5.9.5掲載） ・同一労働同一賃金の周知（ポスター掲示、HP R5.4.13 /R5.8.3掲載）	B	県等の労働法に関するポスターを掲示、およびホームページに掲載し、労働に関する法の周知に努めた。	商工観光課
68 新規	女性活躍推進法の周知及び啓発	12月 広報紙にて男女共同参画講演会「南極せんせいのメッセージ」開催の記事に合わせて、女性活躍推進法について周知し、理解の促進を行った。	B	イベント等に合わせて女性活躍推進法について掲載し、相乗効果を図った。	市民協働課
69 新規	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	市内事業所へ第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～を送付し、ポジティブ・アクションについて啓発した。	B	事業所を通して、働く女性の意識啓発を図った。	市民協働課
70	女性の交流拡大と企業支援	・坂東市創業支援事業の周知 【公共施設へのチラシ、ポスターの設置、市HP掲載】 ・ばんどう創業スクール（坂東市商工会主催）の周知 【市広報紙掲載、市HP掲載】	A	本年度のばんどう創業スクールでは、支援実績が多数ある中小企業診断士や社会保険労務士を招き、セミナーや個別相談会を行い、12名の参加があった。	商工観光課
71	労働環境改善の啓発の推進	・夏季における年次有給休暇取得促進機関における周知（ポスター、チラシ設置） ・年末年始における年次有給休暇の取得促進について周知（HP 11.27掲載、ポスター、チラシ設置） ・10月は年次有給休暇取得促進期間 周知（HP 10.1掲載、ポスター、チラシ設置）	B	市民への労働環境改善の啓発のため、年次有給休暇取得促進の周知を行った。 しかし、女性労働者に関わる法律や制度の普及の現状を踏まえた取り組みはできなかった。	商工観光課
72	事業所等への男女共同参画意識の啓発	11/5 男女共同参画講演会（トップセミナー）「南極せんせいのメッセージ」を開催。企業への意識啓発のため、市内85事業所へ案内を通知。事業所からの参加者：3名	A	市内事業所や学校長へ周知し、管理職へ男女共同参画意識の啓発をすることができた。	市民協働課
73	待遇や昇進に関する相談窓口の周知	女性相談カードを設置し周知 ・女性相談での性別による待遇や昇進の格差に関する相談 0件	A	女性相談カードを市内公共施設や商業施設等に設置し相談窓口の周知をしたが、性別による待遇や昇進の格差に関する相談はなかった。	市民協働課
74	農業者組織への女性の参画推進	坂東市産業経済交流施設運営方針検討委員会に20名中4名の女性が参加した。	A	建物及び外構の設計や販売品目の提案など、女性目線によるご意見をいただいた。	農業政策課
75	家族経営協定の普及及び遵守状況の調査	R6.3.1現在 R5年度新規締結数 3件 家族経営協定締結総数 155件	B	令和5年度は新規締結数が例年に比べかなり少なかった。	農業政策課
76	審議会等への女性登用の促進	審議会等の女性登用状況調査(令和5年4月1日現在) ・地方自治法（第202条の3）に基づく審議会委員数485名中女性128名、女性比率は26.4％ 前年度から0.2％増 ・地方自治法（第180条の5）に基づく委員会委員数27名中女性1名、女性比率は3.7％ 前年度から3.4％減	B	委員は宛職が多いため男性が多くなっているが、女性比率は前年より0.2％上がった。	市民協働課

第4次ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～事業一覧（令和6年3月1日現在）

No.	事業名	R5実績	評価	実績に対する評価	担当課
77	市職員の人材育成	各職員の能力や適性に応じた配置を行い、性別に関係なく働きやすい職場環境の整備に努めた。なお、係長級以上の役職に占める女性職員の割合は、28.2%（令和5年4月1日現在）。	A	趣旨に基づき、男女平等で働きやすい職場環境整備を行うことができた。	総務課
		令和5年度に講師養成講座を受講した女性職員は1名。また、他自治体との共同研修において講師を務めた職員8人のうち女性は2人で25%。		趣旨に基づき、女性職員が活躍する場の拡大を行うことができた。	総務課
78	審議会等開催時の託児環境整備	9/30 HUGゲームで学ぶ！避難所運営 2/17 日本女性の夜明けを導いた新五千円札に描かれる津田梅子に学ぶにて託児サービスを設けたが、利用はなかった。	B	市のこども園保育士派遣を依頼し、託児利用に備えた。	市民協働課
		今年度の託児依頼はなかった。		—	こども課
79	地域活動等における女性リーダーの登用促進	令和5年度公民館講座講師（女性講師数） ・岩井公民館 17名 ・猿島公民館 10名 ・神大実分館 13名	A	市民講座では、多くの女性講師が登用されています。また講座や公民館を使用する同好会では、女性の代表者も多数活動している。	生涯学習課
		坂東市共催の男女共同参画講座いきいきセミナー開催した。 10/21 「パティシエに教わる！簡単☆スイーツクッキング」参加者18名（うち女性11名） 2/17 「日本女性の夜明けを導いた新五千円さつに描かれる津田梅子に学ぶ」参加者41名（うち女性39名） 女性人材バンク新規登録者 4名		幅広い年齢の方が参加しやすいイベントを開催し、女性の活躍やキャリアについて考えるきっかけになった。講座参加者に女性人材バンク募集のチラシを配り、多くの人に啓発できた。	市民協働課
80	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催	県や国などで開催される講座等のチラシやポスターを市役所へ設置。また、女性団体へチラシを配布し情報提供を行った。	A	女性の能力向上を目的とした各種講座やセミナーの開催情報について、女性団体に情報提供することにより意識向上を図ることができた。	市民協働課
81	女性講師についての情報提供	年度明けに、文書配布に合わせて配布する「市民講座案内」にて、講師の登録を幅広く募集している。	A	広報活動の充実により、生涯学習講師としてより多くの女性の登録を促進するとともに、女性講師の講座等についての情報の提供に努めている。	生涯学習課
82	「女性活躍推進法」に基づく民間企業等への啓発	12月 広報紙に男女共同参画講演会の開催と合わせて「女性活躍推進法」について掲載し、より効果的に周知した。	A	トップセミナーも兼ねた男女共同参画講演会について市内事業所や学校へ啓発し、広報で開催内容と女性活躍推進法について幅広く周知できた。	市民協働課
83	一般事業主行動計画の策定促進	ホームページに300人以下の労働者を雇用する事業主を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について掲載している。	A	300人以下の労働者を雇用する事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発することができた。	市民協働課

○進捗状況調査結果について

基本目標Ⅰ 一人ひとりを尊重し、互いに認め合えるまちにしよう

(1) 男女共同参画の実現に向けた意識の改革【No.1～13】

広報紙やSNSを活用した男女共同参画に係る広報・啓発活動について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。幅広い世代に広く周知し、若い世代が参加する事業でも効果的な啓発を行っていく必要がある。

市民協働課では、女性団体との連携による共催事業等を開催するとともに、女性団体主催の事業や視察研修を行い団体の育成支援を行った。

また、男女共同参画に係る事業（男女共同参画講演会、いきいきセミナー等）を実施する際は、多くの市民が参加しやすい日時での開催やチラシ等の配布により、市民への啓発に努めている。

国では地域における多文化共生を推進するなかで、坂東市における外国人住民数は年々増加している状況である。市民が国際感覚を養い視野を広げていくためにも、外国語指導助手の活用による英語教育の幼小中連携の強化を継続し、外国人のための相談や情報提供の充実を図っていく。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進【No.14～23】

福祉や保育、教育現場では男女平等・人権教育等の取り組みが積極的に推進されており、プランに沿った事業実施がなされている。人格形成において最も大切な幼少期から正しい認識を持つことが重要であり、継続して推進していく。

(3) 多様性を認め合う意識の醸成【No.24～27】

性の多様性が進むなか、性的マイノリティに関した人権教育や意識啓発について、プランに沿った事業実施がなされている。人権教育を担う教職員の理解促進はもちろん、多様性社会の構築を目指し、多くの人に向けたアンコンシャス・バイアスの認知と理解の促進が必要である。

基本目標Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせるまちにしよう

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶【No.28～36】

女性相談窓口や家庭相談員による相談事業について、プランに沿った事業実施がなされている。児童虐待等の早期発見や保護、支援のためのネットワークにより、要保護児童の支援を継続して対応していく。また、県女性相談センターや警察との連携を取り、DV相談について迅速な対応に努めるとともに、庁内においても関係各課との更なる支援体制の強化を図っていく。引き続き、ハラスメント防止の啓発や相談業務に努めていく。

また、ICT教育の導入等でインターネットやSNSの利用が若年化しているなか、メディア・リテラシーに関する教育を引き続き推進するとともに、児童・生徒に対する情報モラル教育を進めていく。

(2) 生涯にわたる健康の保持・増進【No.37～42】

健康相談や市民の健康増進に関する各種事業を積極的に展開しており、性や年齢に合った健康に関する正しい知識の習得に向けた取り組みがなされている。それぞれのライフステージに応じた、こころとからだのサポートを充実させ、働く女性にも受診がしやすい体制を整備することにより、青壮年期から中年期の女性の受診率の向上を図っていく。

(3) 生活上の困難を抱える人への支援【No.43～48】

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭など特別な支援を必要とする人へ向けた支援事業について概ねプランに沿った事業実施がなされている。ダイバーシティ社会において、社会的弱者一人ひとりに対し、それぞれの状況に応じた多様な支援の提供に努めていく必要がある。

(4) 防災における男女共同参画の推進【No.49～52】

男女共同参画の視点に立った地域防災の推進について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。地域防災計画策定過程において、役員やリーダーへの女性の参画や登用、女性の立場に立った整備を進めている。

引き続き、地域防災において女性が活躍し、女性や子育て世帯、高齢者への配慮がされた、女性の視点に立ったきめ細かい防災対策を整え、情報提供を積極的に努めていく。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画を実現しよう

(1) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進【No.53～61】

仕事と家庭の両立に向け、子育て支援や高齢者福祉について、概ねプランに沿った事業実施がなされている。

引き続き、ノー残業デーの徹底や男性が育児・介護休業を取得しやすい環境整備に努め、市が更に率先して取り組んでいく必要がある。また、市内事業所等へ男女共同参画講演会などを通してワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めていく。

(2) 地域社会における男女共同参画の推進【No.62～66】

地域活動に関連する情報提供について、各課で広報紙を中心に掲載しており、概ねプランに沿った事業実施がなされている。若い世代の地域における男女共同参画を促進するとともに、一人ひとりが性別にとらわれず地域活動に参加しやすいよう、条件の整備・推進をしていき、保育園の一時預かり事業も継続していく。

(3) 働く場における男女共同参画の推進【No.67～75】

雇用者・労働者双方に対する労働法等関係法の周知や農業等における男女共同参画の推進は概ねプランに沿った事業実施がなされている。

多様性社会のなか、一人ひとりが働きやすい労働環境となるよう、事業所等に対し男女共同参画講演会などを通じた啓発や、労働条件の見直しや、環境改善の働きかけを強化していく必要がある。

(4) 政策・方針決定の場への女性の参画促進【No.76～83】

女性の登用については、委員の選任や改選の際は女性人材バンクの活用を全庁的に周知している。

しかしながら、審議会・委員会等の女性登用調査（令和5年4月）では、女性比率は26.4%であり、プランの目標値の40%には届かなかったが、わずかに0.2ポイント上がった。企業の管理職や団体の長などが当てられる審議会・委員会が多く、男性が多い現状がある。今後も更に女性人材バンクへの登録を市民へ促進し、全庁的に活用を推進していく。

また、女性の能力向上を目的とした講座やセミナーを開催し、女性リーダーの育成や女性の活躍推進に努めていく。